

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

常に地域の皆様と共に、地域の強みやニーズ等の情報を共有しながら、より魅力的で活力ある地域となるように、皆様の活動を支援してまいります。

具体的な取組内容としては、次の通りです。

- 1 「新世代のまちづくり・お三の宮地区」「気持ちに通じるまちづくり・寿東部地区」を目標に、「地域共生社会」の実現に向けて、地域の様々な方々（高齢者・子ども・障害児・者等を含む）が地域や地域ケアプラザと繋がることにより、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活をおくることができるような社会づくりに、引き続き取り組んでまいります。
- 2 当地域ケアプラザは担当エリアの中心に位置していますが、南吉田町や日枝町、永楽町などは地域ケアプラザから比較的遠く、また周辺の徒歩圏内にお住いの高齢者の方でも、幹線道路を越えることがバリアとなり、地域ケアプラザから足が遠のきがちです。このような地域状況を踏まえ、出張相談や出前講座等アウトリーチを積極的に実施し、相談や情報提供の機会を確保しています。また、連合町内会・単位町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、障害関係団体、子育て団体、医療機関、老人クラブ、福祉施設、ボランティア団体等、既存の団体等と協働した、ネットワーク構築を引き続き推進してまいります。
- 3 どんな些細なことでも気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに広報していきます。また、複合課題に対しても、各専門職が連携し、包括的な相談支援体制のもと、「断らない相談支援」を継続していきます。相談に際しては真摯に向かい合い、迅速かつ的確・丁寧に対応します。
- 4 介護サービスを始めた各種制度にかかる最新情報はもちろん、足を運んで集めた地域のインフォーマルサービスの情報を、支援を必要とする高齢者・子育て・障害世帯等に対し、身近な相談窓口として提供してまいります。また、必要に応じて、積極的にアウトリーチを行うことにより、情報格差をなくし、広く情報提供を行っていきます。
- 5 医療機関や事業者、福祉施設等様々な団体・個人とのネットワークづくりに努め、連携して支援が行き届くようにします。
- 6 多様な担い手の育成・参画のために、工夫をこらした自主事業を実施し、社会保障制度の枠を超えた、地域丸ごとのつながり強化を目指していきます。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 1 地域ケアプラザの周辺地域の状況

浦舟地域ケアプラザが担当するエリアは、お三の宮地区と寿東部地区の2つの連合町内会があり、単位町内会は18町会あります。

いずれも交通量の多い幹線道路が走っており、京浜急行線の黄金町駅・南太田駅、横浜市営地下鉄線の阪東橋駅・吉野町駅に近く、バスの便も良いことや平坦であることから利便性も良い地域です。また医療機関や商店街もあることなどから、他地域からの転入者が多く、その中には高齢者や子育て世帯、外国人も多く含まれているのが特徴です。

幹線道路沿いには大規模なマンションが立ち並び、若い世帯が多く居住していますが、一步路地に入ると古くからの戸建てやアパートがあり、独居高齢者や高齢者のみの世帯が多く居住しています。また、生活保護受給者が多く入居するワンルームマンションや狭小アパートも多く存在しています。さらに、マンション内には、地方からの「呼び寄せ高齢者」や「日中独居高齢者」なども多く、地縁組織等との繋がりが薄く、支援が届きにくいという課題を抱える世帯もあります。

令和元年9月の統計では高砂町(27.8%)、高根町(25%)、山王町(25.4%)、真金町(23.9%)、新川町(22.9%)、白妙町(22.5%)、日枝町(21.3%)、浦舟町(21.3%)、二葉町(20.3%)と高齢化が高くなっている地域があります。

隣接する市大病院附属市民総合医療センターや医療機関からの照会や相談が多く、直接窓口を訪れる方も多いのが特徴で、当複合館全体の窓口的な役割も担っています。

### 2 地域の魅力

この地域の魅力は人情味があふれる温かい街であると同時に、大型マンションの建設などもあり、若い世代も増えており活気にあふれています。

各国の家庭の台所でもある横浜橋通商店街などがあり、外国籍の方も多く、異国情緒漂う多文化交流がとれる町でもあります。

古くからの寺社や歴史的な名所も多く、日枝神社で行われる例大祭(お三宮秋祭り)は、神奈川の祭り五〇選に選ばれています。また金毘羅山大鷲神社の例大祭(西の市)は横浜の初冬を告げる行事になっています。地域住民はこれら深い歴史を持つこの地域に大きな誇りを持っています。

### 3 地域の課題

(1) お三の宮・寿東部両地区に共通して、他地域からの子育て世帯の転入や高齢者、外国人居住者が多いため、古くからの住民との交流をいかに進めていくかが課題として挙げられます。

(2) 身近な地域の相談窓口である地域ケアプラザの総合相談機能を、転入高齢者や外国人居住者の方々に更に知ってもらうために、地域支援ネットワークの一層の強化が課題となっています。

す。

- (3) お三の宮地区の山王町、南吉田町、日枝町の西部エリアは地域ケアプラザから比較的遠いため、地域ケアプラザで行う自主事業、介護予防事業への参加者が寿東部地区に比べて少ないという課題があります。
- (4) 身寄りのない単身高齢者や認知症高齢者が増加しており、成年後見制度等の権利擁護事業の普及・啓発をすすめていく必要があります。
- (5) 最近、住環境悪化などを伴うセルフネグレクトのケースが増加しており、退院時の早急な環境整備対応等が増えています。
- (6) 地域の外国人居住者の相談が徐々に増えており、窓口や住居で相談、支援を行う際に言語等のコミュニケーションの問題があります。
- (7) お三の宮・寿東部地区共に単身高齢者、高齢者のみ世帯も多いため、災害時の支援体制を強化する必要があります。また、実際の災害時に隣接する横浜市立大学附属市民総合医療センターからの避難者等を含めた受入について、複合館全体及び区役所を含めた近隣の公的機関の連携が必要です。
- (8) 子育て世帯も多く、マンションに転入してきた世帯など、身近に相談ができる人が少ない親などに対し、積極的に情報提供を行い、子育て支援や相談の充実を図る必要があります。
- (9) 地域の障害児・者に対して、制度によるサービス提供に加えて、地域共生社会実現のため、様々な自主事業等を提供するとともに、地域における理解促進のための啓発活動が求められています。
- (10) 力強い活動を行う、民生委員児童委員及び連合町内会・単位町内会とともに事業を推進するとともに、**介護保険事業所**・障害施設・ボランティア団体・NPO団体などとのネットワークを進めることにより、包括的な支援の強化が求められています。
- (11) いつまでも住み続けられる地域を実現するため、在宅医療機関や病院・診療所・歯科医院・薬局等の医療機関との連携を、強化していく必要があります。更に、これら医療機関と**介護保険事業所**や民生委員などとの橋渡し役としての機能を、積極的に果たしていく必要があります。

#### 4 具体的な取組

##### (1) 出張講座、出張相談の実施

地域の町内会や地区社会福祉協議会が行っている事業を地域ケアプラザ広報紙での紹介する他、チラシの掲示、事業への多職種参加などにより地域活動に協力します。また、高齢者用市営住宅や町内会館で講座、相談を行うなど、積極的にアウトリーチにより地域の福祉保健を推進し、「身近な相談者」としての役割を果たしていきます。

##### (2) 地縁組織を中心としたネットワークづくり

連合町内会・単位町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、保健活動推進員などの地縁組織と医療機関や福祉施設、障害関係団体、ボランティア団体などが共に連携して、相

互理解を図り、情報を共有するためのつなぎ役となり、誰もが住みやすい町づくりを進めています。

このために、地域ケア会議や、様々な自主事業をとおして、相互理解と新たなネットワークづくりを更に進めてまいります。

また、外国人支援に対する取り組みでは、同施設内の多文化共生ラウンジと共同して、連合町内会・単位町内会、民生委員児童委員協議会、南区社会福祉協議会と事業者、ケアマネジャー、区役所などと、地域ケア会議等をとおして課題や取組を共有し、支援の輪を広げています。複合館内に所在する多文化共生ラウンジとは地の利を活かして、自主事業の共催などの他に、外国語の翻訳や通訳、地域ケアプラザにおける相談時の応援など、外国人支援における協力体制の強化を進めています。

### **(3) 権利擁護の取り組み**

積極的に権利擁護に関する自主企画を実施していきます。令和元年度には、「落語」を使った権利擁護の周知活動を、南区社会福祉協議会と実施するなど大変好評を得ており、引き続きこれらを実施していきます。また、アウトリーチによる説明会なども、今後とも実施してまいります。

さらに転入高齢者に対して、地域の不動産店舗に情報提供の協力を依頼する取り組みを行うなどの、直接的な支援も継続してまいります。

### **(3) 防災への取り組み**

お三の宮・寿東部地区共に防災に力を入れており、地域ケアプラザも年1回の防災訓練には参加することはもとより、特に地域の障害児・者や外国人の訓練参加を積極的に勧めています。

また地域ケアプラザは災害時の福祉避難所として、区と協定を結んでいるところから、常に最大の機能を発揮できるよう、独自の事業継続計画（BCP）を策定しており、大規模災害発生時への準備を行っています。

更に、防災に関する啓発活動として講演会等を今後も実施していきます。

災害時支援にあたっては、地域の施設や区役所等と平時から連携し、いざという時に備えています。

### **(3) 子育て支援の取り組み**

地域の子育て支援のため、気軽に参加でき、ちょっとした相談ができる子育て広場事業（2事業）を地域子育て支援拠点やボランティアさんと共に自主事業として実施している他、民生委員児童委員協議会の皆様などが開催する、地域における子育て支援事業にも参加しており、これらについても継続・発展していきます。

また、地域の子育てサークル等にも積極的に参加し、専門職としての支援を行うとともに、アウトリーチによる相談機能を発揮してまいります。今後は地域子育て支援拠点などとも更に連携を深め、地域の子育て課題の解決に向け、新たな事業を実施していきます。

#### (4) 障害児・者支援

地域の相談機関として、障害児・者に関する相談に積極的に取り組んでいきます。また、放課後デイサービスの充実など制度利用が進む一方、制度のはざまにある方や、新たな課題を抱える方に対し、地域ケアプラザとして新たな自主事業を計画してまいります。

加えて、地域共生社会実現のため、これまで生活支援センターと共に進めてきた障害者講座等の啓発活動を広げていきます。

また、区内の障害関係施設や団体、地域活動ホームとの連携を深め、共生社会実現のための活動を実施していきます。

#### (5) 民生委員児童委員協議会、連合、町内会への積極的支援

民生委員児童委員とともに行う事業（日枝小学校における高齢者体験授業等）を継続し、連合町内会や単位町内会行事に積極的に参加するなど、地域と共に歩み、地域の課題解決にともに立ち向かいます。

特に、地域で活動する新しい人材発掘のため、工夫をこらした自主事業を進めており、一定の成果も上がっているところから、今後も積極的に地域人材の育成に取り組んでいきます。

#### (6) 医療機関と地域のつなぎ役となる

いつまでも住み続けられる地域づくりのため、在宅医療機関や、病院、診療所、歯科医院、薬局等医療機関や在宅医療連携拠点と連携を深め、相談・支援を行うことに加えて、地縁組織などとの強い絆を資産とし、医療機関等と地域のつなぎ役を果たしていきます。具体的には、個別・包括地域ケア会議等を通してのネットワークづくりを更に進めていきます。

### (3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

#### 1 南区社会福祉協議会との連携

- (1) 同施設内にあることの地の利を活かし、納涼祭など様々な行事を共同開催している他、様々な事業を共催するなどの強い連携を継続発展していきます。
- (2) これまでも区内のボランティアの祭典である、「ボランティアフェスタ」を共催するなど、ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っており、役割分担の下、共にボランティア活動の支援・育成を行ってまいります。
- (3) 権利擁護事業においても、役割分担の上、相談支援を積極的に実施しているほか、自主事業等を実施し、今後とも「あんしんセンター」と連携を進めていきます。

#### 2 医療機関との連携

- (1) 在宅医療機関や、病院・診療所・歯科医院・薬局等に対し、地域ケア会議や地域ケアプラザで行われる各種事業や会議にお招きすることにより、医療機関と地縁組織の相互理解を

薦め、ネットワークづくりの橋渡し役となっていきます。

- (2) また前記した医療機関等と介護保険事業所やケアマネジャーとの連携促進のため、相互に対し情報収集と情報提供を行うなど、連携強化に今後も努めていきます。併せて、在宅医療連携拠点とも協力し、地域の医療と介護の連携強化を進めていきます。
- (3) 協力医の来所時には、各事業担当者が医療面からのアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、より質の高いサービス提供に活かしています。
- (4) 南区医師会主催等によるケアマネジャーや専門職も参加した勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加し、情報の共有を図っていきます。

### **3 障害児・者団体との連携**

- (1) 生活支援センターや障害児・者の関係団体等と連携し、講演・講座などを共催することで、共生社会実現のため、地域における啓発活動を実施しており、大変好評であるところから、今後も積極的に協働による事業展開を行ってまいります。
- (2) 地域活動ホームや障害児・者施設等との連携を深め、制度の枠にとらわれない新しい事業展開を行ってまいります。
- (3) 地域の身近な相談機関として、今後も積極的に障害に関する相談・支援を行い、地域活動ホームなどと連携し、役割分担を行いながら、障害支援の充実を図っていきます。
- (4) 連合町内会・単位町内会・民生委員児童委員協議会等地縁組織との強いつながりを生かして、障害児・者団体や障害当事者等とのつなぎ役となり、地域の行事やお祭りに、障害児・者と共に参加する機会を増やしていきます。

共生社会実現のため地域における理解促進の啓発事業を多く実施してまいります。

### **4 子育て団体との連携**

- (1) 地域子育て支援拠点などと実施している子育て広場事業（2つの自主事業）や、民生委員児童委員協議会の皆様などが地域で実施している、子育て支援事業への参加などについて、今後も発展・展開していきます。また、自主事業実施にあたっては、同施設内にある浦舟コミュニティハウスとの協働により「読み聞かせ」なども実施しており、今後も地域団体等との連携を広げていきます。
- (2) 地域の身近な相談機関として、子育て相談・支援を今後も積極的に実施していきます。また、地域の子育てサークルなどにも積極的に出向き、専門職によるアウトリーチによる相談・支援を今後も展開していきます。
- (3) 地域子育て支援拠点などとも積極的に連携を図り、役割分担の下、区内全体の子育て支援の役割を果たしていきます。

### **4 地域団体との連携**

- (1) 各地区社会福祉協議会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有しています。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地

域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っています。

- (2) 民生委員児童委員協議会との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有と支援の充実を図っています。
- (3) 各地域防災拠点や地域の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化しています。
- (4) 連合町内会行事や地域のお祭りに積極的に参加し、歴史ある誇れる地域活動を共に盛り上げていきます。また、その中で地域の課題を発見し、地域の皆様と共有した上で、共に解決に向けた具体的な取組につなげていきます。

## 5 他の地域ケアプラザとの連携

区内の所長連絡会や地域ケアプラザ間の専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、連携を深めることにより充実した取組を行えるように努めています。また、近隣の地域ケアプラザと協働での自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めています。

### (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

以下の通り、同一敷地内（南区浦舟複合福祉施設）の各団体とは常に密接に連携し、活動を続けており、今後も様々な連携を深めていきます。

- (1) 南区社会福祉協議会：「ボランティアフェスタ」を始めとして、様々な市民向け講習会や、研修会を共催しています。また、地域支援にあたっては、地の利を活かし密接に連携し、情報交換の上、支援を行っています。
- (2) 浦舟コミュニティハウス：子育て支援事業（2事業）において、読み聞かせボランティアの派遣を受けて、協力により実施しています。今後も、浦舟コミュニティハウス、多文化交流強制ラウンジと共催で、地域ケアプラザの調理室で、様々な国の料理を作って外国の方と交流する事業などを検討しています。
- (3) 特別養護老人ホーム「横浜市浦舟ホーム」：同法人であるところから、高齢者支援の技術交換を行うなど、連携しながら高齢者支援技術・知識の向上を図っています。
- (4) 全施設（ARC横浜、横浜市浦舟特別支援学校、浦舟コミュニティハウス、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、子どもの居場所「フリースペースみなみ」、サンクステンプよこはま夢工房、南区社会福祉協議会、救護施設「横浜市浦舟園」、特別養護老人ホーム「横浜市天神ホーム」、特別養護老人ホーム「横浜市浦舟ホーム」）：当地域ケアプラザが中心となった、浦舟複合福祉施設のお祭り「うらふね納涼祭」を開催し、多くの地域の皆様に楽しんでいただいているほか、相互連携の機会としています。

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業績実績等について、記載してください。

#### 1 基本理念

##### お客様の満足

- ・ お客様のご満足を第一に「お客様の生活、お客様が必要とされること、お客様の気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- ・ 日常活動において、お客様への迅速な対応、約束の遵守、適切な電話対応・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

##### 人を大切にし 共に育ちあう企業風土

- ・ 職員一人ひとりが「人」として、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す風土をつくりまします。
- ・ 職員が誇りと生きがいを感じることができる法人を目指します。

##### 公正で透明感のある企業倫理

- ・ 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- ・ 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育ててくれるとの認識に立ち、お客様からのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、平成 27 年に中期経営計画（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしています。なお、次期計画は、現在策定中です。

#### 2 基本方針

- (1) 基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。
- (2) 市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指しています。
- (3) 在宅サービスでは、住み慣れた地域で安心して生活していただけるように、地域における  相談の窓口として地域ケアプラザの地域包括支援センターや居宅介護支援事業所の設置、そして、訪問介護や通所介護、地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護等）、福祉用具貸与・販売、また、医療対応が必要なお客様の対応として、訪問看護事業を実施しており、お客様のニーズにお応えする多様なサービス提供ができる体制の整備を図っています。
- (4) 施設サービスでは、特別養護老人ホームとして神奈川県下最大のベッド数である大型規模の老人ホームや養護老人ホームの運営、喀痰吸引等医療依存度の高い方の積極的受け入れや嚥下ショートステイ等、高い介護技術の提供ができるよう職員教育に力を注いでいます。

(5) 職員こそが財産であり、「人財」と考えた育成をします。

福祉専門職集団であることを自負し、徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでまいります。

(6) 職員の心身の健康増進に努めています。

平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、平成31年4月より「横浜健康経営認証クラスA」の承認を受けました。



(7) 健全で安定した経営を行います。

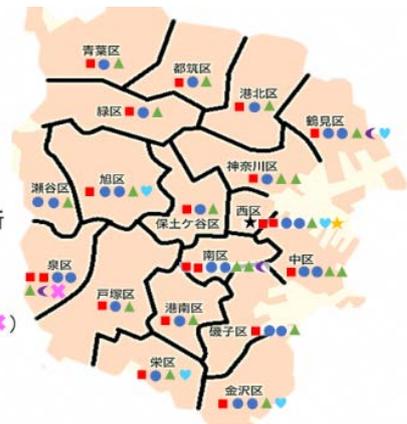
理事会を中心としたガバナンスを基にした経営を実行します。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。

### 3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人横浜市ホームヘルプ協会として設立され、35年間にわたり、ホームヘルプサービス（訪問介護事業）のパイオニアとして歩むとともに、地域ケアプラザや老人ホームの運営など総合的な福祉の担い手として、幅広い福祉サービスの提供に取り組んでいます。

事業内容は訪問介護事業（27事業所）・訪問看護事業（5事業所）の他、地域ケアプラザ（20館）や特別養護老人ホーム（3館）の運営、小規模多機能型居宅介護（1事業所）、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業、福祉用具貸与・販売事業など、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人お

- ① 本部(★)
- ② 地域ケアプラザ(■) 20館
- ③ 訪問介護事務所(●) 27事業所
- ④ 居宅介護支援事業所 (▲) 21事業所
- ⑤ 老人ホーム(◁) 3館
- ④ 訪問看護(♥) 5事業所
- ⑥ 福祉用具事業所(★)
- ⑦ 小規模多機能型居宅介護(✳)



ひとりの状況に真摯に向き合い、質の高いサービス提供に努め、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に地域の皆様とともに、様々な課題解決に取り組んでまいりました。

また、法人の基本の理念に基づき、様々な取組を行ってまいりました。

例を挙げると、横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業にも力をいれてきました。

<研修例>



令和元年度一般公開講座



介護技術研修の様子



介護職員初任者研修の様子

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### 1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別を実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問会計事務所による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

### 2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人のため法人税は原則非課税で、消費税については顧問会計事務所の指導を受け適正額を納付しています。なお、平成 30 年度分の消費税納税額は 1,186 万円です。

### 3 財政状況の健全性

平成 30 年度の収入総額は、129 億余円でした。

また、制度融資以外の有利子負債は平成 19 年度に完済しており、現在の借入金は特別養護老人ホーム建設資金と法人本部ビルの購入資金の一部（テナント部分相当分）のみで、計画に基づき返済しています。

平成 30 年度決算は、総資本回転率 1.22 回、流動比率 221.5%、当座比率 221.3%であり、財政状況は健全な状況です。

### 4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備え、平成 30 年度は事業資金積立金 2 億円、経営安定化基金 3 億 8 千万円の積み立てを行っており、今後も計画的な積立を継続していきます。

財政面以外でも、35 年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めていきます。

## 3 職員配置及び育成

### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザの各事業において、お客様に満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。当法人では安定したサービスを提供していくために、

「人材育成ビジョン」および「人材育成計画（アクションプラン）」に基づき、職員の確保と質の向上に向けて真摯に対応していきます。

職員の確保には、身分保障や資格取得、給与の面などキャリアパスを明確にし、職員の努力と熱意に応える体制としています。職員に多くの職種の体験や経験を積ませるなど、深みのある人材育成を行っています。



インターンシップの様子

## 1 身分保障と待遇

職員の経験年数に応じて待遇が向上するシステムの導入や管理職試験による公平な人材登用などにより、勤労意欲の向上に繋がっています。また、法人内に職員の相談窓口を設置し改善を図るなど、誰もが働きやすい職場の雰囲気作りに力を入れています。

新採用者のために、当法人では採用前からのインターンシップ、独自の研修システムや育成プログラムをきめ細かく確立させています。

## 2 人員配置基準の遵守

当法人では計画的な人材採用や定期的な人事異動を行い、事業運営に支障がないように基準を遵守して、人員を配置しています。

地域ケアプラザにおいては、より安定した運営のため、独自に事務職員を配置しています。また、有資格者配置においては、法人のスケールメリットを活かし、他部署等で経験を積んだ有資格者等を適切に配置してまいります。

## 3 専門職や経験者配置の工夫

地域の様々な相談や問い合わせ等に適切に対応できるよう、地域福祉保健・地域医療の経験者を配置し、信頼と安心を得ています。

地域活動交流・生活支援コーディネーターの配置においては、法人として、介護・福祉資格を一定程度有している職員を、地域との関係性を重視し、配置しています。また、専門職の専門性の追求と習得については、スケールメリットを活かし、20館の地域ケアプラザの職種別の専門職会議を行い、専門性を磨いています。

専門性を身に着けた職員にはスペシャリストとして管理職に当たる専任職制度を設け、その職種をリードする仕組みを設けています。

<専門性を活かした取り組み例>



スケールメリットを活かし、  
区を越え、法人内 20 館協働で  
子育て支援事業開催



オリジナル介護予防体操 DVD 製作。  
貸し出ししています。



生活支援コーディネーター  
事例集の作成

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客様に常に満足していただけるサービス内容にしていくためには、福祉専門職としての能力向上と専門的資格取得が重要と考えます。

そのために日常的な OJT 体制を重視しています。また、新人教育はもちろん、採用年次による定期的な研修やフォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに待遇にも力を入れ、お客様への質の高いサービス提供を行います。

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。平成 30 年度の研修実績は、総実施件数 45 回（延べ実施回数 100 回）、延べ参加職員数は、2,985 名となっています。

### <研修センター研修実施状況>

#### <実施回数>

|     | 階層別<br>研修 | 課題別<br>研修 | 職種別<br>研修 | 資格取得<br>研修 | 合計 | 公開<br>講座 | 合計  |
|-----|-----------|-----------|-----------|------------|----|----------|-----|
| H29 | 30        | 17        | 46        | 6          | 99 | 1        | 100 |
| H30 | 33        | 21        | 33        | 12         | 99 | 1        | 100 |

#### <受講者数>

|     | 階層別<br>研修 | 課題別<br>研修 | 職種別<br>研修 | 資格取得<br>研修 | 合計    | 公開<br>講座 | 合計    |
|-----|-----------|-----------|-----------|------------|-------|----------|-------|
| H29 | 616       | 778       | 1,416     | 175        | 2,985 | 285      | 3,270 |
| H30 | 750       | 830       | 1,182     | 193        | 2,955 | 150      | 3,105 |

※ 事業所ごとの職場研修(H30):1,070回/受講者数(延べ)13,938人  
(H29):1,144回/受講者数(延べ)14,660人



(上) 採用時研修



(右) 介護福祉士実務者研修の様子

(上) 当法人研修センター主催研修実績

その他、正規職員・パートともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など法人の研修センター主催による研修もあり、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図っています。

#### 1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、・自動ドア、機械警備、冷暖房機器、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行っています。

#### 2 施設清掃・整頓

施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮しています。

#### 3 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期しています。

また、館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客様に対しての呼びかけもポスター等で行います。

さらに感染症発生時にも職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めています。

#### 4 緑化の管理

プランター菜園等により緑化の推進に努めています。

#### 5 改善・改修

定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行っています。建物の老朽化に伴う改修については、区と協議を行い適切に対応していきます。

#### 6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠し、ウェブアクセシビリティの

確保と向上に取り組んでいます。

## (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

### 1 事故防止・防犯防災体制

緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行っています。

### 2 事故・急病への対応

#### (1) 日常点検と対応準備

設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施しています。

緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。

#### (2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行います。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、市・区・法人本部へ報告します。

ウ ミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行います。

エ ヒヤリハット報告書を必ず作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行います。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めます。

## (3) 災害に対する取組みについて

### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や特別避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

### 害時の対応

#### 1 マニュアル策定と訓練

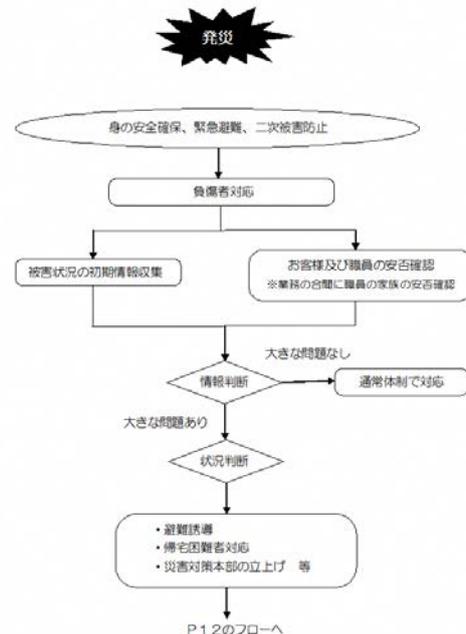
地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

年2回、消防との防災訓練を行う際には、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

その他、年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。

### 3. 災害が発生したら…

#### (1) 緊急時の対応フロー



## 2 災害時の近隣との協力体制

各地域防災拠点、各自治会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えています。

また、当法人では平成18年1月に横浜市と災害時相互援助協定を締結しており、災害ボランティアヘルパーとして援助可能なボランティアを有しています。

## 3 福祉避難所の体制

区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点や自宅での生活を維持することが困難な方の受け入れができるよう、体制づくりに努めています。また、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。

地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えています。

(上)「緊急時の対応フロー」  
事業継続計画より

## イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客様に可能な限り迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の事業継続計画（BCP）を整備しています。

具体的には、震度5強以上の地震発生時には、職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握を行います。安否確認メールについては、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うこと

なく対応できるようにしています。

夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩 30 分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えています。

また、大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客様や職員の安全を確保します。

地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。

災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行っています。また、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮しています。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

##### コンプライアンスの徹底

- 1 地域の様々な事業者等のアセスメントに基づいた、それぞれのサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お客様お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートを行っています。
- 2 お客様の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、エリア内のサービス事業者の連絡会を定期的に行っています。
- 3 法人本部にコンプライアンス推進課を設置し、法令の遵守等、業務の公正・透明性を高めています。

#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客様のニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

##### 1 要望・苦情への対応

法人では「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限り、その場で解決を図る等、迅速に対応しています。

##### 2 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組んでいます。

### 3 「ご意見箱」の設置

地域ケアプラザでは「ご意見箱」を設置し、いつでもどなたからでもご意見などを受付できるようにしています。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めています。

### 4 アンケートの実施

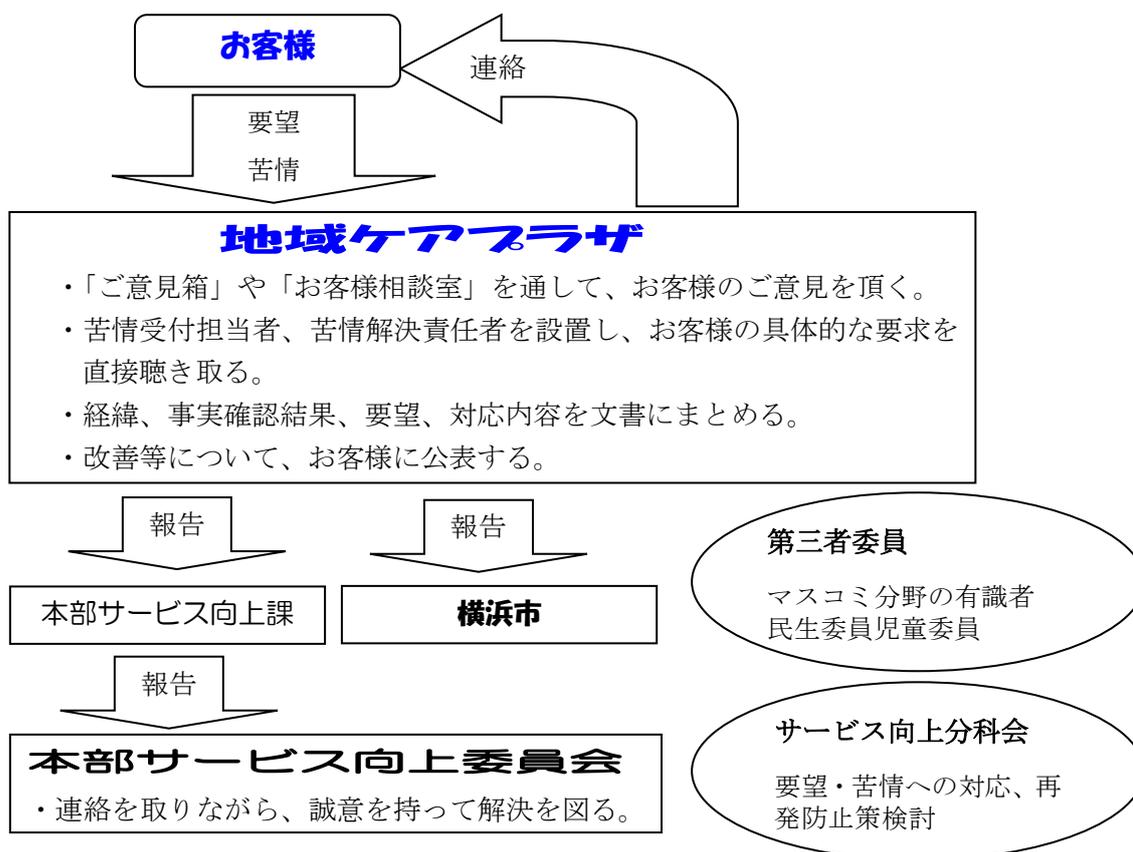
事業ごとにお客様アンケートを頂き、改善、発展につなげています。

### 5 「お客様相談室」の設置

お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置し、丁寧にお客様の声を受け止め、広く業務改善できるよう努めています。

### 6 サービスの向上

法人本部のサービス向上課担当職員が地域ケアプラザを訪問、モニタリング等により状況把握を行い、サービス向上の推進に努めています。



### 7 市・区への報告

必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

#### (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に

記載してください。

## **1 個人情報保護**

地域ケアプラザは、高齢者、障害児・者、乳幼児等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取り扱いには意識をもって対応するよう具体的な取り扱いマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。

### **(1) 個人情報保護規程の策定**

当法人では横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規程」を定め、各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にしています。

### **(2) 研修**

全職員に対し、年1回「個人情報の取り扱いについて」の研修を実施し、報告書を区役所に提出するほか、法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所に設置しているセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施しています。

さらに、実際に個人情報取り扱いチェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱うように周知、徹底しています。

### **(3) 個人情報の取り扱い**

ア 実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理しています。

イ 個人情報の漏洩防止のため、郵便物の発送やFAX送信などの際には、複数の者が必ずダブルチェックをした後、記録を行い、注意喚起内容をFAX前に張り出し、FAX送信の際は氏名等にマスキングをしています。

ウ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載しています。

エ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制を明確にしています。

## **2 情報公開の取組**

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

### **(1) 情報公開規程の策定と実施**

横浜市が制定する「情報公開条例」の趣旨に則り、当法人は「情報公開規程」を定めていま

す。また、情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮しつつ、積極的に情報開示に努めています。

## **(2) 情報提供**

法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等については、法人ホームページにて、いつでも閲覧できるようにしています。また市にも必要書類を提出しており、その内容は市のホームページにも掲載されています。

## **3 人権尊重への取組**

法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。また、全職員を対象にした人権研修を年に1回、外部の講師を招いて実施し、各所属での伝達研修を徹底しています。高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点で人権研修の実施をしています。

## **(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組**

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、3R\*、省エネルギーに努めています。

\* 3R：廃棄物の発生抑制(Reduce)、再資源化(Recycle)、再使用(Reuse)

### **1 ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(市が進める環境都市を目指した政策)の推進**

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めます。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

### **2 省エネルギー対策**

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

### **3 目標管理**

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

### **4 市内中小企業優先発注**

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興基本条例に基づいて執行します。

### **5 環境への配慮**

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

## **6 男女共同参画推進**

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきらめることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。平成30年度の育児・介護休業の申請件数は、育児休業が38件、育児時短が18件、介護休業が4件となっています。

また、管理職（課長級以上）51名中、28名が女性であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人でもあります。

## **5 事業**

### **(1) 全事業共通**

#### **ア 施設の利用促進について**

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### **1 施設の稼働率向上のための対策・効率的な施設貸し出し方法**

以下のとおり、効果的な情報提供を行うことにより、稼働率向上を図っています。また、施設貸し出し希望が少ない時間帯などに、広くご参加いただけるような自主事業を実施しているほか、貸し出し希望が重複した際の調整などにより、効率的な貸し出しに努めています。

#### **2 有益な情報提供の方法**

連合町内会・単位町内会や民生委員児童委員等の活動に足を運び参加しているところから、地域における様々な事業等をとおして、地域の方々に直接施設利用を提案し、稼働率向上につなげていきます。

また、ホームページや広報紙、チラシを活用し、誰もが目にすることができる媒体をとおした情報提供も積極的に実施していきます。

##### **(1) ホームページ**

各種事業や貸室状況はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫しています。

##### **(2) 広報紙やチラシの活用**

地域の民生委員児童委員協議会や連合町内会・単位町内会等でのご説明やご案内をさせていただいており、各事業のチラシや広報紙「うらふね丸」（年6回発行の広報紙）を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図っています。

地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを配架、掲示しています。

##### **(3) イベントを活用した情報提供**

うらふね納涼祭（浦舟複合福祉施設のおまつり）や「ボランタリーフェスタ」（南区社会福祉協議会・南区ボランティア連絡協議会と共催）等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行っています。

#### （４）「よこはまウォーキングポイントのリーダー設置」

ポイントリーダーを設置したことで、これまで地域ケアプラザについてご存じなかった地域の方が立ち寄ってくださることとなり、施設の周知にも役立っています。

#### （５）効果

様々な広報活動に加え、交通至便であり、区役所や商店街が近いという地の利もあり、大岡地域ケアプラザと共に、多くの方にご利用いただける地域ケアプラザとなっています。

### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

様々な方々に気軽に相談していただけるよう、機会を捉えて広報しています。相談には真摯に向かい合い、迅速、的確に対応しています。

高齢、障害児・者、子育てについての情報提供や相談を実施し、どんなことを聞かれ相談されても「断らない相談」を心がけ関係機関につないでいます。

介護サービス等各種制度に関する最新情報はもちろん、足を運んで得た多くの地域のインフォーマルサービス等の情報を独自に一元化管理しており、支援を必要とする方に効果的に提供しています。

在宅医療機関・病院・診療所・歯科医院・薬局等の医療機関や、高齢者施設・介護サービス・障害関係施設団体との日ごろからの連携により情報収集を進めており、これらについても積極的に情報提供をしています。

制度理解や様々な福祉情報取得のため、OJTを計画的に行っているほか、様々な法人内部研修や外部機関等により研修に積極的に参加しています。

早急な支援を必要とする方に対しては、地域ケアプラザ職員全体で迅速に対応しています。

### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

#### 1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士。以下「地域包括支援センター職員」という）、所長の6職種（以下、「6職種」という）は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況の情報交換、課題の共有や支援方法の検討を行っています。情報共有にあたっては、地域ケアプラザ

独自の地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出し、ニーズに基づく支援を行えるように努めています。

また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有することにより、地域ケアプラザが一体となった迅速・効果的な支援を行っています。

## 2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 自主事業である子育て広場の中で、同施設内にある浦舟コミュニティハウスと協働し「読み聞かせ」を実施するなど、良好な関係を築いており、様々な連携協力関係にあります。今後も、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジも含めた協働による事業展開を検討しております。
- (2) 自主事業の講師選定などで、他の地域ケアプラザや地区センター、区民活動支援センターなど情報交換に努める等連携しており、今後もこれを推進していきます。
- (3) 各種事業の開催にあたっては、近隣にある地域活動ホーム、障害児・者施設や生活支援センター、障害ボランティア団体等障害関係団体と、各種事業やフェスティバルをとおして連携を進めており、地域とのつなぎ役となっていきます。

## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 連合町内会・単位町内会や民生委員児童委員協議会、保健活動推進員、消費生活推進員、老人クラブ、子育て団体などの定例会に積極的に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っています。
- 2 お三の宮・寿東部両地区の地域福祉保健計画地区別計画を通じて、地区社会福祉協議会や連合町内会・単位町内会、民生委員児童委員協議会や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題を共有し、共に解決に向けて協働しています。
- 3 救急医療情報キットの周知・活用や各種事業開催時に事故予防、救急講習等を行い、消防署や医療機関等とのネットワーク構築や連携を一層強化していきます。
- 4 アウトリーチにより、地域の子育て団体や、地域子育て支援拠点、保育所、小学校等に足を運び、切れ目のない子育て支援を更に進めていきます。また、「子育てもっとネット」に参加し、地域の子育て団体のネットワーク作りを進めています。
- 5 エリア内のケアマネジャーや介護保険事業所の連絡会を開催しており、事業者同士の連携強化はもちろんのこと、この場に民生委員にも出席していただくことで、事業所と地域の関係団体とのつながりが強くなるよう支援しています。
- 6 在宅医療機関・病院・診療所・歯科医院・薬局や在宅医療連携拠点等との連携を深めるとともに、民生委員児童委員協議会や連合町内会、単位町内会等の地縁組織や介護保険事業所等とのつなぎ役となり、新たなネットワークづくりを進めていきます。

## オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 令和元年度区政運営方針の基本目標である「区民の皆さまとの協働のもとで、あったかい、南区をつくります」の実現に向けて、地域ケアプラザとして様々な取組を行っています。具体的には、目標達成に向けた施策「健やか」に対し、介護予防のため各種自主事業や地域活動の支援を区役所とともに積極的に実施しています。また「子ども」に関しては、子育て広場事業を自主事業として実施している他、地域の子育て団体支援をアウトリーチにより行っています。さらに、「地域の力」養成のため、地域の方々とともに、日々活動を共にし、課題を共有した上で、解決に向け様々な事業を協働実施しています。
- 2 南区地域福祉保健計画の基本理念である「区民の情（こころ）が生きるまち」の実現に向けて、地域福祉保健計画の推進を担う地域ケアプラザとして、地域関係団体等や南区社会福祉協議会、地域の施設、障害児・者団体、子育て団体、ボランティア団体、医療機関等と連携をとり、その実現に向けて行動しています。
- 3 南区福祉保健センターとの協働により、第4期区福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしています。
- 4 地区別計画では地区支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域支援を積極的に行っています。

## キ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

南区地域福祉保健計画の実現に向けて、地域包括支援センター職員や地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターはもとより、所長、居宅介護支援、通所介護部門も含めた、地域ケアプラザ全体が一丸となって、取り組んでいます。具体的には、課題を地域の方々と共有するための「街歩き」を、民生委員児童委員協議会と行っていますが、ここには地域包括支援センター職員、両コーディネーターの他、所長や居宅介護支援事業のケアマネジャーなども参加し、地域課題を所内全体で共有する取り組みを行っています。

また、自主事業の企画検討に当たっては、南区の地域福祉保健計画の実現を念頭に、計画の推進に取り組めます。地区別支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内で情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様に支援できるように努めています。

また、地域ケアプラザが日ごろから連携している、医療機関、**介護保険事業所**、障害関係団体、子育て団体等と民生委員児童委員や、連合町内会、単位町内会、地区社会福祉協議会との橋渡し

役となることにより、区全体計画と地区別計画の連携にも尽力していきます。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

- 1 高齢者、障害児・者、子育て支援、地域人材発掘など、それぞれの地域ニーズや特性に応じ、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を展開しています。  
なお、実施にあたっては日ごろのネットワークを生かして、地域の民生委員児童委員協議会や、医療機関、施設、ボランティアグループ、**介護保険事業所**などから多大な協力を得ており、今後もこれを推進していきます。
- 2 地域ニーズを反映した、地域からの企画を事業化しています。令和元年度は生活支援センターとの協働で、精神障害に関する講座「精神保健福祉講座」（2回シリーズ）を開催し啓発活動を行い、満員の盛況でした。生活支援センターとは令和2年度以降も協働による事業継続を確認しています。
- 3 参加者やボランティアとともに企画、運営できる事業を充実させ、参加するボランティアの拡充を図っています。  
具体的には、新たな地域活動の担い手養成のため、令和元年度に新たな自主事業を実施しました。この事業には、これまで地域ケアプラザにいらっしゃったことがない、男性などに多く参加いただき、継続的な活動に結びつけることができました。
- 4 地域ケアプラザの自主事業から発展した多くの自主サークルが、スムーズに活動できるよう支援しています。  
自主事業から出発した、「男のまな板クラブ」のランチ会は毎回大盛況で、同グループは今では、浦舟複合施設のお祭りなど、欠かせないボランティアグループに成長しました。
- 5 自主事業を通して捉えた地域の課題は、連合町内会、単位町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会をはじめとする地域の諸機関や学校等の関係機関と共有しながら、解決に向けて協働しています。具体的には、「高齢者がいつまでも地域で住み続けることができる街づくり」という地域の問題意識に対し、民生委員児童委員協議会とともに、小学校における高齢者疑似体験授業を継続して実施しており、近年は**介護保険事業所**など幅広い参加がある、広がりを持った事業となっています。
- 6 子育て支援のための、子育て広場事業を民生委員児童委員協議会と実施しており、令和元年度からは、同施設内にある浦舟コミュニティハウスとの協働による事業となりました。また、地域の子育てサークルなどにも積極的にアウトリーチにより参加し、支援・相談を身近な地域で実施しています。

### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な

取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っています。

## 1 施設の利用率向上の対策

### (1) 施設の積極的紹介

- ア 連合町内会等の総合防災訓練や、地域の行事に積極的に参加しており、それらの機会を活用してこれまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々にも施設紹介を行っています。
- イ 高齢者、障害児・者、子育て世代など幅広い層に広報紙や、地域で行われる各種事業の機会を捉えて施設及び各種事業を紹介しています。
- ウ 比較的利用率が低い土曜・日曜・祝日及び平日の夕方から夜間の時間帯について活用していただけるよう、子どもや一般成人、健康な高齢者を対象とした自主事業（えんがわ倶楽部（土曜日昼間））を計画し、開催するなどの工夫をしています。

### (2) イベント開催

- ア 地域ケアプラザが中心となった、浦舟複合福祉施設のおまつり（「うらふね納涼祭」原則7月第3週目）等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行っています。
- イ 区全域のボランティアのお祭り、「ボランタリーフェスタ」を、ボランティア団体、南区社会福祉協議会とともに、共催し多くの方に施設利用をいただきながら、ボランティアの育成支援を行っています。
- ウ 他にも、民生委員児童委員協議会、南区社会福祉協議会、障害施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供しています。

## 2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動支援を行い、新たな施設利用者の開拓を行っています。

また、貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫しています。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### 1 ボランティア育成についての考え方

多様化・複雑化する地域の新たなニーズに対応するため、柔軟に、きめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要不可欠です。

そこで、ボランティア育成に加え、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や、活動しやすい環境を整備するなど、多くの方々が活動しやすいような取組を行っています。

## **2 ボランティア育成の取組**

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスにおけるボランティア活動のほか、自主事業では、ボランティアによる様々なアイデアやご意見を反映した企画運営を行っています。他にも地域の個人や障害児・者団体等へのボランティアによる支援も積極的に行っています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持ってくれる人が増加するよう取り組んでいます。

浦舟複合福祉施設内の南区社会福祉協議会とは、地の利を活かしボランティア登録カード情報を共有しているほか、後述する「ボランタリーフェスタ」も共催するなどの協働を行っています。

また、令和元年には、地域活動の新たな担い手づくりのため、新規事業を実施し、男性や初めて地域ケアプラザにいらっしゃった方などに多く参加いただき、新たなボランティアグループ育成を着実に進めています。

### **(1) 育成体制**

ア 地域活動交流コーディネーターが、主にボランティア活動に関しての相談、情報提供を中心的に行い、所内全体の司令塔となっています。

イ 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録を受け付け、地域ケアプラザ内や地域における活動の場を提供し、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげています。

また、地域での活動の場については、南区社会福祉協議会とも連携しながら、コーディネートを行っています。

ウ 今後もボランティアがより安心して活動できるように専門知識・介護技術などの研修・講座を定期的で開催し、活動支援をしていきます。

エ ネットワーク形成の一步として、年1回、日頃の活動への感謝と各団体相互の交流を目的とした、「ボランティア交流会」を開催しています。また、貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業の中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行っています。

オ 「災害ボランティア」育成に、南区社会福祉協議会と協力して取り組んでいます。

カ 南区全体のボランティアの祭典である「ボランタリーフェスタ」を、南区社会福祉協議会、南区ボランティア連絡会協議会と3者で主催しています。この場を通して、区全体のボランティア育成及び、ネットワークづくりに積極的に取り組んでいます。

### **(2) 活動環境整備**

ア 「ボランティアフェスタ」を南区社会福祉協議会とともに共催し、区民の皆さまにボランティア活動を周知啓発するとともに、ボランティア団体相互のネットワーク強化に努めています。今後は、更に区全体のネットワークが強まるよう、様々な団体に対して働きかけを行ってまいります。

イ 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供しています。

ウ よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけ作りを支援しています。ボランティア講座の中でもシニアボランティアポイント登録研修を実施します。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

### 1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めており、オリジナルの報告書により、所内で情報共有を行っています。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や所長を含めた6職種会議や、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が地域の行事イベントや会議等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努め、地域における支援に活かしています。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、連合町内会、単位町内会等各団体の催しに参加し、地域に足を運んで得たインフォーマル情報収集に努めています。

### 2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して館内の見やすい場所に配架、掲示しています。また、自主事業等でも宣伝し、周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を2カ月に1回作成し、地域ケアプラザ自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行っています。広報紙は地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内の掲示板に掲示しています。
- (3) ホームページを随時更新し、若い世代の方や、多忙な方などにも活用していただけるよう工夫し、多くの方に浦舟地域ケアプラザの情報を提供しています。
- (4) 地域住民への情報提供のために貸館利用登録団体の情報ファイルを作成し、随時更新を行うことで最新の状態に保つようにします。
- (5) お三の宮地区社会福祉協議会が年2回発行する広報紙への投稿や編集への参加により、

地域の方々に広く地域福祉保健活動を周知しています。また、地域ケアプラザの機能や役割について事業開催時の案内や報告等を通して、情報提供に努めています。

- (6) 貸館利用登録団体の情報ファイルを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (7) 貸館利用登録団体の活動を周知するために施設内ロビーに各団体の情報を掲示している他、今後も様々な機会をとおして各団体の活動の周知、各団体への参加者の増加、団体間の親睦・交流を支援します。
- (8) よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方も多く来所する為、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。
- (9) その他、地域の団体等のイベント・会議等に参加する中で、その場で必要とする情報提供を積極的に実施しており、大変喜ばれています。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 各町別のアセスメントシートを作成し、それぞれの町の特性を把握した上で目標を設定し、計画的に地域の支援に取り組んでいます。
- 2 地区センター、コミュニティハウス等の地域の活動拠点とも連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行っています。また、担当エリアにある3つの商店街や、エリア内の介護保険事業所に聞き取りを行い、生活支援サービス等の社会資源を把握します。
- 3 関係団体、自主サークル等からの情報、地域住民との会話や、要支援者のサービス利用状況等から地域で暮らす高齢者の生活課題を把握し、事業展開に活かします。
- 4 在宅医療機関・病院・診療所・歯科医院・薬局や在宅医療連携拠点等との連携により、医療面における生活上のニーズ把握につとめ、地縁組織との連携によりネットワークによる支援につなげていきます。
- 5 令和元年度には、地域の民生委員児童委員の皆様と、地域ケアプラザの所長を含む6職種＋居宅介護支援事業の職員と一緒に「街歩き」を行い、情報と課題の共有を図りました。ここから抽出された、課題等に対し、地域の皆様とともに、新たな解決の方法を探ってまいります。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

法人独自の地域アセスメントシートを使いながら、職員が足を運んで集めた、地域内の民間

企業、NPO等多様な社会資源情報を把握集約し、所長を含む6職種会議の中で、毎月分析及び今後の取り組み方針について、検討を重ねています。

また、多様な社会資源把握のため、民生委員児童委員の皆様と、地域ケアプラザ職員（所長を含む6職種、居宅介護支援事業のケアマネジャー）が「街歩き」を行っています。

ここで集まった社会資源についても、上記の会議において共有・分析を行っており、今後もこれらの活動を継続していきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

南区地域福祉保健計画における地区別の会議等において、目指すべき地域像等の共有を常に図ってまいりました。また、その場に出された課題等を元に、令和元年度個別の地域ケア会議では地域の「課題」について出席者（医療機関、介護保険事業所、民生委員児童委員、連合町内会、地区社会福祉協議会等）で共有しました。さらに、包括版地域ケア会議においては、課題解決のため、出席者それぞれの立場から「何ができるか」について話し合いました。これらを元に、当地域ケアプラザが中心となって、今後協議の場（協議体）を設置し、課題解決に新たなに向けた取り組みを行ってまいります。

#### エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

これまでの活動・サービスの継続・発展については、地域の活動等に積極的にアウトリーチにより参加し、地域からも信頼を得ています。その中で、適切な情報提供・支援等を行っており、運営に困難が生じた際などにも、バックアップを行っていると自負しています。

新たなサービス創出のためには、これまで連合町内会、単位町内会、民生委員児童委員協議会や地域の医療機関、障害関係団体、各種施設、子育て団体、介護保険事業所等と行ってきた、情報交換及び課題共有をとおり、新たな取組を始めています。

一例として、新たなニーズに対応する、新たな担い手づくりのため、令和元年度に新規事業を実施し、効果を上げることができました。

### (4) 地域包括支援センター運営事業

#### ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の高齢者、障害児・者、子育て等に関する総合相談については、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が迅速・丁寧に対応し、関係機関

へつなぎ、必要に応じてアウトリーチによる相談支援も積極的に実施しています。

- 2 区役所関係課や地域関係者（民生委員児童委員協議会、医療機関、子育て関係団体、障害関係団体、各種施設等）、ケアマネジャー等各制度事業者とのネットワーク構築を進めており、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握しながら、相談支援を行っています。
- 3 退院や事故等にかかる緊急的な支援を要する場合や生活困窮者等も多いため、地域ケアプラザ全体の職員が情報を共有した上で、協力体制で迅速な対応を行っています。
- 4 地域ケアプラザの特性を活かし、地域包括支援センター職員と、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、居宅介護支援、**通所介護**等の職員が連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行うほか、法人のネットワークを通して、他にできない幅広い相談支援を実施しています。

#### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、キャラバンメイトと共に「認知症サポーター養成講座」を開催しています。特に福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、エリア内の小学校で毎年「認知症サポーター養成講座」を開催しております。また、金融機関等の企業向けにも「認知症サポーター養成講座」を実施し、その後、相談にもつながっています。
- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを地域に出向いた際や、各種イベント及び広報紙等により広く周知しています。
- 3 認知症を介護する介護者支援の一環として毎月1度「介護者くらぶ」を開催し、介護していく中で日ごろ感じている事や認知症介護についての情報交換、介護者としての経験をアドバイスし合うなど、介護者にとってなくてはならない場所の一つとなっています。
- 4 区役所と協働で行っている「南区認知症高齢者あんしんネットワーク事業」では、早期に認知症高齢者の保護に努めています。

#### ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所関係課とも十分連携をとりながら、南区社会福祉協議会など関係団体と協働により、専門的・継続的な視点から支援していきます。
- 2 「振り込め詐欺」「成年後見制度」等については、地域の皆様に関心を持ってもらえるよう、様々な方法を取り入れて、誰にでもわかりやすく周知しています。

- 3 令和元年度は、権利擁護周知のための「落語による講座」を実施し、多くの方に参加いただき、タウンニュースなどにも取り上げていただき、広く周知を図ることができました。
- 4 在宅医療機関・病院・診療所・歯科医院・薬局や在宅医療連携拠点等と、**介護保険事業所**等との連携を取り、入院中の方の在宅復帰に向けた成年後見制度利用等支援調整を早い段階から行っています。

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- 1 地域のネットワーク作りのため、毎月、民生委員児童委員協議会の定例会や地域の行事に出席し、地域の状況やニーズの把握に努めるとともに、個別ケースの支援相談対応に努めています。
- 2 区役所関係課や専門家等を招いた勉強会を開催し、ケアマネジャー等のスキルアップを図るとともに、安心して相談できる場を提供しています。
- 3 ケアマネジャー等からの相談を随時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区との定例カンファレンス等で支援方法を検討しています。
- 4 区役所関係課と区内地域包括支援センター合同で、新任ケアマネジャー向けの研修を実施し、個別支援・サポートを行っています。
- 5 在宅療養者への対応がスムーズに行えるよう、医療と介護の連携を意識したケアマネジャー支援に努めています。
- 6 支援の質的向上を図るため、外部の有識者を招き事例検討会を行いました。過去の支援経過を共に振り返ることで、新たな支援へと生かしています。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

地域ケア会議をとおして、医療機関と**介護保険事業所**の顔の見える関係づくりを行ってきました。また、同会議において共有された、連携の課題（例えば地域の皆様も含んだ連携強化）解決に向けた取組を行ってきましたが、引き続き関係者と共に更なる改善に向け、具体的な取組を行っていきます。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

個別レベルの地域ケア会議の中で出された地域の課題について、連合町内会、民生委員児童委員協議会、医療機関、ケアマネジャー、区役所関係者、南区社会福祉協議会等で、地域課題の共有や解決に向けて、地域ケア会議（包括版）を実施しています。

地域ケア会議で共有された課題については、地域の関係者や関係団体、区役所関係課、南区社会福祉協議会等と協働しながら、地域の皆様とともに解決に向けて取り組んでまいります。

## カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

### 1 運営方針

高齢化が進み、要支援者も増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、インフォーマルサービスを提供することで、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援しています。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切に、きめ細やかな対応しています。

#### (1) 人員の確保、育成

地域ニーズに適合した人員を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。

また、介護予防ケアプランを作成するプランナーを複数雇用し、質量とも充実した支援体制があります。

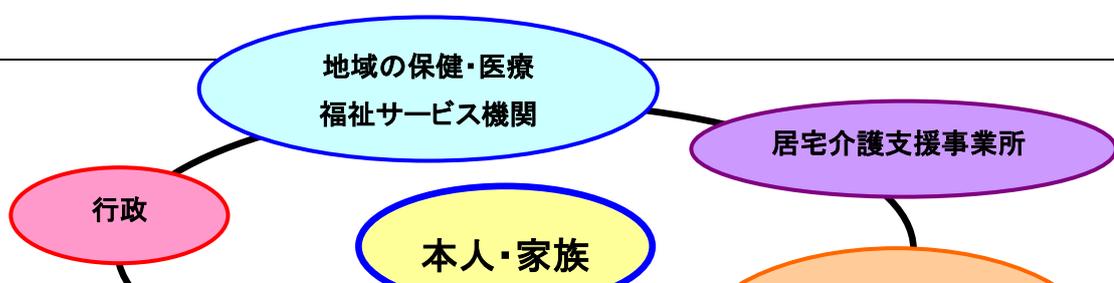
#### (2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

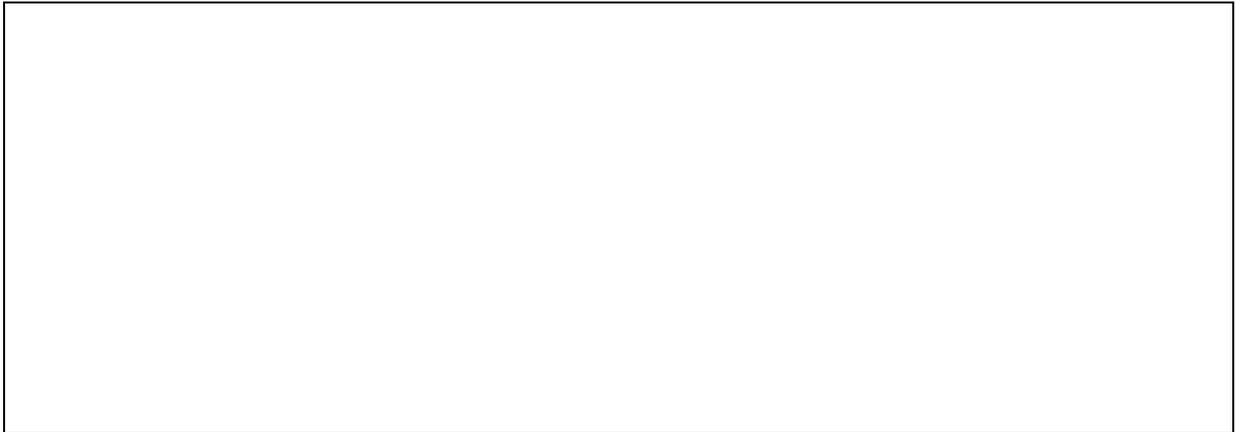
関係法令の遵守を基本とし、区役所関係課や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち介護予防ケアプランを作成しています。

#### (3) 居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防ケアプランが提示できるよう委託先のケアマネジャーとも連携し、共に訪問を行うなど、手厚い支援を行っています。

### 関係機関との連携図





## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

### 1 運営方針

高齢者の方が、健康寿命の延命に向け住み慣れた地域で、自分らしく生きることや生きがいのある生活がおくれるように、今後とも地域づくりに取り組みます。

また、高齢者自身自らの健康を保ち向上していくために「介護予防・健康づくり」を目的とした、介護予防事業を積極的に展開して行きます。

住み慣れた地域で自分らしく生活が継続できるように「自立を支援する」「要介護状態となることの予防」「維持・改善を図る」ために取り組めるよう、ロコモティブシンドローム（**運動器の機能低下**）・フレイル（**加齢による衰え**）予防・口腔機能の向上・栄養改善・認知症予防についての、介護予防教室や講座を開催し介護予防普及啓発活動の継続実施に努めます。

当地域ケアプラザは事業の中核的な存在として、様々な自主事業活動、地域支援活動および普及啓発活動を行っています。担当地域の高齢者全体が増加傾向にあるため、実際の支援活動や、普及啓発に取り組んでいます。

- （1）地域の食事会や交流会、老人クラブ、地域ケアプラザの自主事業等に、専門職がアウトリーチにより参加し、何らかの支援を要する高齢者の把握及び相談支援に努めます。
- （2）民生委員児童委員協議会、老人クラブ、保健活動推進員、各サロン、地域で活動しているグループのボランティアが開催している事業に参加し協力や連携に努めます。

### 2 普及啓発

- （1）地域の民生委員、保健活動推進員と密接に連携しており、地域の食事会や老人会へ専門職が出向き、介護予防、健康づくりに関する知識を高めるなどの支援を日常的に行います。
- （2）地域ケアプラザから遠い地域で身近な町内会館や高齢者用市営住宅のスペースをお借りし出張による介護予防教室や講座等を企画・実施します。

- (3) 区役所関係課、南区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、学校、企業、NPO等と連携、協力を得ながら介護予防の必要性について地域の方々に広く普及、啓発を行います。

### 3 介護予防事業の展開

- (1) 運動、口腔、栄養、認知症予防、回想法、ウォーキング講座など介護予防に効果のある事業を行います。
- (2) 前期高齢者への運動機能向上に関する事業を行い、介護予防の理解を深めるとともに団塊の世代、特に男性に限定した講座を企画、実施していくことで、将来地域のなかで支援者となる方々の発掘に努め、介護予防サポーター（ボランティア）の育成に努めます。
- (3) 横浜市「元気づくりステーション」事業「ハッピー脳トレ」の活動支援を南区高齢障害支援課高齢担当とサポートして行きます。
- (4) ケアプラザより遠い地域で開催する介護予防教室をOB会として立ち上げ身近な場所で集える場づくりの支援を行います。

### 4 地域活動の支援

- (1) 「自分の健康は自分で守る」を目標に、介護予防教室やウォーキング教室等に参加した方が、自主的に活動できるように地域活動交流コーディネーターとも連携し、自主グループの立ち上げを支援しています。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を展開しています。
- (3) 地域の介護予防活動グループ（介護予防を意識した活動グループ）に対し、支援者も含めた継続的活動ができるよう後方支援に努めます。（地域ケアプラザ自主事業グループ、地区社会福祉協議会、単位町内会等）

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 お三の宮・寿東部両地区の地域福祉保健計画地区別計画を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に努めています。今後も地区社会福祉協議会や連合町内会の活動に積極的に参加し、関係機関との協働体制を強化していきます。
- 2 担当エリア内のケアマネジャーや介護保険事業所、民生委員児童委員協議会の参加による交流会を開催し、地域関係者や事業者等同士のつながりが一層強くなるよう支援します。
- 3 個別事例の地域ケア会議を実施し、連合町内会、単位町内会や民生委員児童委員協議会等の地域住民に加え、医療機関やケアマネジャー等多職種の専門的視点を活用して地域課題を共有した上で、解決方法の検討を行いました。上記に加えて、区役所関係課、南区社会福祉協

議会など多くの関係者が一堂に集う場となっているため、今後も継続開催して行きます。

- 4 南区のケアマネジャー連絡会「あったかねっと南」の後方支援や共催事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めます。
- 5 地域包括支援センターでは、担当エリアを超えてケアマネジャー支援を行っています。
- 6 南区在宅医療連携拠点と協力し、会合を重ねることにより、地域の医療と介護の連携強化に努めています。
- 7 地域の小規模多機能型居宅介護事業所や地域密着型通所介護、グループホームの[運営推進会議](#)等で、事業所との連携強化を図っています。

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1 運営方針

居宅介護支援事業という名称から、業務内容がイメージしにくいいため、「ケアマネステーション」を呼称とし、わかりやすく広報をしています。

要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するため、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる、地域に根ざした身近で信頼される事業所となるよう努めています。

地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をしています。

また、特定事業所として、お客様の相談に随時対応できるよう 24 時間相談体制としています。

令和元年度からは体制も強化し、よりニーズにこたえられる体制づくりを進めた他、社会福祉法人内ネットワークを生かして、中立を保ちながら、迅速できめ細やかなサービス展開を実施しています。

#### (1) 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・ 自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・ 認知症支援
- ・ 医療連携
- ・ 自己実現（QOLの向上）
- ・ 家族支援（レスパイトケア）

## (2) コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護保険事業所、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

## (3) サービスの質及び職員の資質向上

- ア お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- イ ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期研修を年1回以上実施しています。
- ウ 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいます。
- エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っています。
- オ 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有や事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めています。

## (4) 他の居宅介護支援事業所との連携

- ア 特定居宅介護支援事業所として、他居宅介護支援事業所と訪問看護事業所とで事例検討会を行い、お互いが抱えているケースや課題の解決だけではなく、地域に根付いた居宅介護支援事業所として活動できるように、連携の会議を開催しています。この会議では、個別ケースの検討だけではなく共に取り組める活動についても意見交換を行っており、今後も発展継続してまいります。
- イ 南区の居宅介護支援事業所でサービスの質の向上や地域支援の充実に向けた会議があり、定期的に参加し、居宅介護支援事業所間でのネットワークの構築に努めています。
- ウ 居宅介護支援事業所も多数あり、それぞれにお客様を担当しています。課題の解決だけではなく、その方が持っているエンパワメントに注目し、強みを活かした場などの創出を今後も、居宅介護支援事業所だけではなく、地域や地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと協働で取り組んでいきます。
- エ 指定居宅介護支援事業所として、地域包括支援センターと定期的に連携を図り、担当しているお客様だけではなく、ご家族様を含めた総合的な支援が行えるように対応しています。

## (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

### 1 運営方針

### (1) わかりやすい事業呼称

認知症対応型通所介護という名称はサービスの内容がイメージしにくいいため、当地域ケアプラザでは誰にでもわかりやすい「認知デイ宝舟」という呼称にし、わかりやすく広報をしています。

### (2) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっています。

### (3) 在宅生活の支援

住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、自立に向けた支援を行っています。

機能訓練の訓練を受けた看護師等がご自宅を訪問して生活環境を把握し、自宅での生活自立に結びつく支援を提供しています。

また、地域ケアプラザ併設の利点を生かし、中立性を保ちながら、地域包括支援センターや居宅介護支援の職員とも連携しながら、在宅生活を全体で支援しています。

### (4) サービスの質及び職員の資質向上

サービスに対する、より広い視点と発想を持てるよう、定期的に全職種のスタッフを対象に研修に取り組んでいます。法人独自の研修センターがあり、職員に向けて様々な研修を毎年実施しています。具体的には、職員の経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」、介護福祉士などの資格取得を支援する「資格取得支援研修」などがあります。平成30年度には、延べ100回の研修に延べ2,985人が参加しました。

その他にも、事業所ごとに必要な知識習得のための研修を企画・実施しており、法人全体では、1,070回の研修を実施し、延べ13,938人の職員が参加しました（平成30年度実績）。

また、ドライバーには安全運転研修を実施しました。

## 2 サービスメニューについて

### (1) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ア 定期的に体力測定を行い、その間の機能訓練の効果を可視化することで、お客様が機能訓練に意欲的に取り組めるよう工夫しています。
- イ 認知症の方を対象とした機能訓練ボードを独自で考案・作成し、個々のお客様の状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客様、またお客様同士のコミュニケーションツールとしても活用しています。
- ウ 毎月のお客様・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望にされる場合は、ご利用時の写真の提供をしています。

### (2) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ア 季節の行事を取り入れた職員工夫のレクリエーションを毎日実施している他に、プロの

歌手を招いた歌のイベントや、各種ボランティアさんによる、ハンドベル・楽器演奏・フラダンス等多種多様なレクリエーションを実施し、楽しみながら介護予防につながる工夫をしています。

イ 手芸（編み物・裁縫等）、折り紙での作品作りが活発で、できた作品は地域のボランティアの方々にプレゼントし、とても好評です。

ウ 地域にある保育園の園児の訪問や、小学生、中学生、高校生の訪問もあり異世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の演芸ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんで頂いています。

エ 少人数単位での戸外機能訓練を実施しています。日頃外出する機会の少ないお客様からは、次回の戸外機能訓練に向けての訓練意欲が高まるなど、大変好評を得ています。

オ 食事はお客様の大きな楽しみの一つです。当地域ケアプラザでは栄養バランスだけでなく、お客様の嗜好や出身地等を考慮し、メニューや食材選び、味付け等を行い、季節に合わせた行事食を提供するなどにより「浦舟のご飯はおいしい」とお客様に喜んでいただいております。

カ 通信カラオケ、健康パチンコ、健康麻雀、iPad等の導入を行い、心身の健康維持に効果が得られています。

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客様のニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出しています。

#### 1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業と地域包括支援センター事業等、指定管理料を適切に支出しています。

#### 2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っています。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### 1 利用料金の収支の活用

- (1) 自主企画事業の開催に当たっては、その事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収しています。徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用しています。
- (2) 通所介護・認知症対応型通所介護事業においては、食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当しています。材料費等をご負担いただくことで、ご本人の希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を行っています。

## **2 運営費等を低額に抑える工夫**

### **(1) 組織的な取組**

- ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えています。
- イ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などにより、経費節減を図っています。
- ウ 超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図っています。

### **(2) 事務の効率化**

地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務や役割の分担を図りながら、事務の効率化に努めています。

### **(3) ヨコハマ3R夢【スリム】プラン(横浜市が進める環境都市を目指した政策プラン)の推進**

ごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施し、環境への取組に力を入れるとともに、節電、節水をこまめに行い、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用を励行しています。

### **(4) 省エネルギー対策**

節水システムの導入及び、電気使用量の節減効果が見込める力率改善用コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることにより、光熱水費の削減を行っています。

あわせて、電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めています。また、不要な照明の消灯、使用していない事務用機器の電源を落として電力の節約を図っています。

## **7 前期の指定管理業務の実績 (現在の指定管理者のみ記載してください。)**

### **(1) 前期の指定管理業務の実績について**

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

#### **1 地域活動交流事業**

平成30年度は自主事業を 27 事業 (延べ 312 回) 実施し、参加者は延べ 5,602 人でした。多目的

ホール、地域ケアルーム、ボランティアルーム等の施設の利用は延べ13,611人で、ボランティア活動の参加者は団体活動60回、個人活動7,381回でした。これらの件数は過去5年間で増加しています。

地域活動交流事業では、平成30年度はそれまで実施していた従来の自主事業に加え、新規事業として①ぴかぴかおとな塾、②知って安心お金の講座、③ボランティア養成講座を実施しました。①ぴかぴかおとな塾は、ペーパーで脳トレを行っていたものを体操や歌や手を使った脳トレに内容をリニューアルし、平成30年度下期から実施しました。ロコミで参加者が増え現在は、毎回30名以上が参加する当地域ケアプラザの中でも主要な自主事業となりました。また、ぴかぴかおとな塾は、参加者がボランティアとして運営の一部を担うようになっています。②知って安心お金の講座は、普段あまり、地域ケアプラザと縁のない40代から50代をターゲットにし、地域ケアプラザを知ってもらうことも目的のひとつに掲げて開催しました。参加者21名のうち20代が2名、50代が5名参加し、一定の成果を上げることができました。③ボランティア養成講座は、南区社会福祉協議会、南区ボランティア連絡協議会、南区地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」などと連携し、地域の中でボランティアに興味はあるけれど一歩踏み出せない人を後押しするような内容とし、8名が5回連続講座を受講しました。その中で1名は当地域ケアプラザの子育て事業のボランティアとして現在活躍してくれています。

このような様々な事業を企画、継続して運営していく中で計画的に自主化を支援し、その後も継続的にサポートを行いながら、地域の社会資源の創出を地域の皆様と一緒に進めてきました。

## 2 生活支援体制整備事業

平成30年度には、前年度に引き続き協議体として「お三の宮地区支え合いのまちづくり推進委員会」を実施しました。具体的には前年度当該協議体で検討した「コーヒー」を切り口にした男性の活躍の場・居場所づくりを地域向けのイベントとして3回にわたり開催し、イベント開催後都度協議体を開催しその後の方向性について検討しました。開催するたびに改善を重ねて、地域の小学校が同様のイベントを総合授業の一環として取り組むなど一定の成果が見られました。今後は協議体が当初の目標をより明確にして取り組めるよう、再度地域のニーズを把握することとし、一旦、協議体は発展的解散としました。

## 3 地域包括支援センター事業

平成30年度はエリア高齢者数が6000名を超え、今後も相談が増えることが予測されます。今後は更に各関係機関との連携を強化するとともに、積極的な周知活動・出張相談等を行いながら、早期の相談、支援を図り、支援の充実に努めていきます。

浦舟エリアの相談の特徴として、単身独居で身寄りがなく経済的にも逼迫した状況で相談につながるケースが多いことから、地域をよく知る民生委員と、専門職として支援しているケアマネジャーとが共通認識を持つことが必要と考え、地域ケア会議では個別レベル、包括レベルとも民生委員に出席していただき、地域課題についての検討を行いました。さらに、エリア内のケアマネジャーが情報交換や仕事上の悩みなどを話し合い業務に活かすことができるよう「ケアマネのWA」を立ち上げ地域包括支援センターとして運営の支援を行いました。

また、南区は特殊詐欺被害も非常に多いため南警察署、横浜市消費生活総合センターと連携し特殊詐欺被害防止のための啓発を実施しました。さらに南区社会福祉協議会と連携し成年後見制度や医療についても講座を実施しました。

介護予防については、元気づくりステーションである「ハッピー脳トレ」の後方支援を行うとともに、当地域ケアプラザの遠方に住む地域住民のために、お三の宮地区で「元気サロンおさのみや」という介護予防体操教室を展開しました。また寿東部地区では真金町第一町内会において町内会も「ハッピー脳トレ」を実施したいという要望が挙がったため、立ち上げ支援を行い地域の自主事業として活動しています。また活動しているボランティア育成のスキルアップとしての研修を実施しました。

### 3 ケアマネステーション浦舟（居宅介護支援事業）

平成 30 年度は居宅介護支援のお客様は延べ 962 人、介護予防支援のお客様は延べ 94 人です。お客様がいつまでも住み慣れた地域で、ご自分らしく、自立した生活が送れるよう、質の高いケアマネジメントを提供しています。

### 4 通所介護事業

平成 30 年度の通所介護のお客様は延べ 7,857 人、第 1 号通所事業のお客様は延べ 998 人、合計 8,855 人です。認知デイ宝舟（認知症対応型通所介護：平成 24 年開設）のお客様は延べ 1,798 人でした。

これからもお客様の自立を支援し、お客様の持てる力の維持、向上を目指したサービスを提供していきます。

## (2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

第 3 期指定管理期間における職員配置実績は以下の通りです。

—実績を記載—

平成 28 年度 所長 1 名、保健師 1 名、社会福祉士 1 名、主任ケアマネジャー 1 名  
地域活動交流コーディネーター 1 名、生活支援コーディネーター 1 名  
【不在日数 31 日】（地域活動交流コーディネーター）  
【不在日数 30 日】（生活支援コーディネーター）

平成 29 年度 所長 1 名、保健師 1 名、社会福祉士 1 名、主任ケアマネジャー 1 名  
地域活動交流コーディネーター 1 名、生活支援コーディネーター 1 名  
【不在日数 0 日】

平成 30 年度 所長 1 名、保健師 1 名、社会福祉士 1 名、主任ケアマネジャー 1 名  
地域活動交流コーディネーター 1 名、生活支援コーディネーター 1 名

【不在日数 59 日】（生活支援コーディネーター）

不在日数合計： 120 日

合計配置日数：6,456 日

※平成 30 年度より、相談ケースへの対応強化として、地域包括支援センター職の経験のある介護支援専門員を非正規雇用で採用し、介護予防支援事業の強化も兼ねて、保健師資格保有者を非正規雇用して、独自の体制整備で対応してきた。

## 指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市浦舟地域ケアプラザ)

### 1 指定管理料提案書

#### (1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

| 項目                            | 積算根拠  | 金額         |
|-------------------------------|---|------------|
| 賃金水準スライド<br>対象人件費<br>(非課税) ※1 | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)  | 12,200,000 |
| 賃金水準スライド<br>対象外人件費<br>(非課税)   | 内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)   | 800,000    |
| 事業費(税込)                       | 自主事業等にかかる経費(材料費、講師謝金等)  | 1,870,000  |
| 事務費(税込)                       | 備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等   | 1,000,000  |
| 管理費(税込)                       | ・光熱水費<br>・施設維持管理費(各種保守点検費)  | 3,950,000  |
| 指定額                           | 小破修繕費 474,000 円   | 474,000    |
| 利用料金の活用                       | 1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費削減の意識づけを徹底します。<br>2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費削減を図ります。<br>3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。<br>4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。<br>5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。 | △224,000   |
| 施設使用料相当額<br>※2                |   | △3,990,000 |
| 合 計                           |   | 16,080,000 |

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

| 項目                            | 積算根拠  | 金額        |
|-------------------------------|---|-----------|
| 賃金水準スライド<br>対象人件費<br>(非課税) ※3 | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)                | ■         |
| 賃金水準スライド<br>対象外人件費<br>(非課税)   | 内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)               | ■         |
| 事業費(税込)                       | 生活支援体制整備事業を実施するためにかかる経費                         | ■         |
| 事務費(税込)                       | 備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等 | ■         |
| 合 計                           |   | 5,802,000 |

※3：生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

## (3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

| 項目                            | 積算根拠  | 金額         |
|-------------------------------|---|------------|
| 賃金水準スライド<br>対象人件費<br>(非課税) ※4 | 内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費）   | 27,275,000 |
| 賃金水準スライド<br>対象外人件費<br>(非課税)   | 内訳（地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費）  | 1,150,000  |
| 事業費（税込）                       | 材料費、講師謝金等、事業にかかる経費  | 850,000    |
| 事務費（税込）                       | 備品購入費、通信運搬費、研修費、印刷製本費、広報費、保険料、賃借料、業務委託費、事務消耗品費等   | 300,000    |
| 管理費（税込）                       | ・光熱水費<br>・施設維持管理費（各種保守点検費）  | 1,050,000  |
| 指定額                           | 協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円   | 756,000    |
| 利用料金の活用                       | 1 運営費の軽減に組織的に取り組み、全職員への経費節減の意識づけを徹底します。<br>2 協会本部や協会内他事業所と連携し、電子入札による委託業者の選定や物品の共同購入等で経費節減を図ります。<br>3 超過勤務の適正管理の徹底により、人件費の削減を図ります。<br>4 節電、節水やコピー用紙の裏紙使用など資源の有効活用を励行します。<br>5 今後も地域のニーズにあった事業展開を行っていくため、指定管理料に加えて、介護保険収入を活用します。 | △1,932,000 |
| 合 計                           |   | 29,449,000 |

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (4) 一般介護予防事業

(単位：円)

| 項目      | 積算根拠         | 金額      |
|---------|--------------|---------|
| 事業費（税込） | 介護予防事業にかかる経費 | 154,000 |
| 合 計     |              | 154,000 |

## 2 収支予算書

(単位：円)

| 項目         |              | 令和3年度                        | 令和4年度       | 令和5年度       | 令和6年度       | 令和7年度       |             |
|------------|--------------|------------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 内<br>訳     | 横浜市支払<br>想定額 | 地域ケアプラザ<br>運営事業(a)           | 16,080,000  | 16,080,000  | 16,080,000  | 16,080,000  | 16,080,000  |
|            |              | 生活支援体制<br>整備事業(b)            | 5,802,000   | 5,802,000   | 5,802,000   | 5,802,000   | 5,802,000   |
|            |              | 地域包括支援<br>センター運営<br>(c)      | 29,449,000  | 29,449,000  | 29,449,000  | 29,449,000  | 29,449,000  |
|            |              | 一般介護予防<br>事業(d)              | 154,000     | 154,000     | 154,000     | 154,000     | 154,000     |
|            |              | 合計(a)～(d)                    | 51,485,000  | 51,485,000  | 51,485,000  | 51,485,000  | 51,485,000  |
|            | 介護保険<br>事業収入 | 介護予防支援事<br>業・第1号介護<br>予防支援事業 | 15,217,688  | 15,293,776  | 15,370,244  | 15,447,095  | 15,524,330  |
|            |              | 居宅介護支援<br>事業                 | 18,175,915  | 18,266,794  | 18,358,127  | 18,449,917  | 18,542,166  |
|            |              | 通所系サービ<br>ス事業                | 131,221,526 | 133,189,848 | 135,187,695 | 137,215,510 | 139,273,742 |
|            | その他収入        |                              | 1,300,000   | 1,300,000   | 1,300,000   | 1,300,000   | 1,300,000   |
|            | 収入合計 (A)     |                              | 217,400,129 | 219,535,418 | 221,701,066 | 223,897,522 | 226,125,238 |
| 内<br>訳     | 人件費          | 156,131,000                  | 158,301,220 | 160,501,606 | 162,732,578 | 164,994,560 |             |
|            | 事業費          | 10,462,222                   | 10,607,646  | 10,755,092  | 10,904,587  | 11,056,160  |             |
|            | 事務費          | 27,127,842                   | 27,504,919  | 27,887,237  | 28,274,869  | 28,667,889  |             |
|            | 管理費          | 13,005,965                   | 13,186,747  | 13,370,042  | 13,555,885  | 13,744,311  |             |
|            | 消費税等         | 0                            | 0           | 0           | 0           | 0           |             |
|            | その他          | 500,000                      | 500,000     | 500,000     | 500,000     | 500,000     |             |
| 支出合計 (B)   |              | 207,227,029                  | 210,100,532 | 213,013,977 | 215,967,919 | 218,962,920 |             |
| 収支 (A - B) |              | 10,173,100                   | 9,434,886   | 8,687,089   | 7,929,603   | 7,162,318   |             |

## 団体の概要

(令和 2 年 1 月 日現在)

|  |  |                |                |                |
|--|--|----------------|----------------|----------------|
| (ふりがな)<br>団体名                                | ( しゃかいふくしほうじん よこはましふくしきーびすきょうかい )<br>社会福祉法人 横浜市福祉サービス協会  |                |                |                |
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 |  |                |                |                |
| (ふりがな)<br>名称                                 | ( )  |                |                |                |
| 所在地  | 〒220-0021 横浜市西区桜木町 6 丁目 31 番地 6 階  |                |                |                |
| 設立年月日  | 平成 9 年 1 月 14 日  |                |                |                |
| 沿革   | <p>前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和 59 年 12 月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成 9 年 1 月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。</p>   |                |                |                |
| 事業内容等  | <p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（20 館）や特別養護老人ホーム（3 館）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防認知症対応型通所介護 ⑱介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑲第一号訪問事業 ⑳第一号通所事業 ㉑介護予防支援 ㉒介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉓居宅介護 ㉔重度訪問介護 ㉕移動支援 ㉖計画相談支援 ㉗在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉘地域ケアプラザの受託運営 ㉙養護老人ホームの受託運営 ㉚高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉛福祉用具・用品販売</p> |                |                |                |
| 財務状況   | 年度   | 平成 28 年度       | 平成 29 年度       | 平成 30 年度       |
|  | 総収入  | 14,007,089,189 | 13,639,946,889 | 13,412,692,290 |
|  | 総支出  | 13,881,513,750 | 13,624,858,272 | 13,413,882,693 |
|  | 当期収支差額   | 125,575,439    | 15,088,617     | △1,190,403     |
|  | 次期繰越収支差額   | 3,638,575,138  | 3,545,593,350  | 3,276,924,691  |
| 連絡担当者  | [Redacted Name and Contact Information]  |                |                |                |
| 特記事項   |  |                |                |                |